



建築営繕室からのお知らせ

危険なブロック塀などに対する支援事業があります！

道路に面するブロック塀などの倒壊による事故を未然に防ぎ、歩行者の安全確保および災害時の緊急車両の通行を確保するため、対象となる危険なブロック塀などの撤去や撤去したブロック塀から軽量のフェンスなどへの建て替えに対して助成を行います。

●危険なブロック塀等撤去支援事業

○補助金の額 補助対象費の2/3および基準費（1mあたり6,000円）の2/3以内で、66,000円を限度とする。

●フェンス等設置工事支援事業

○補助金の額 補助対象経費の2/3および基準額（1mあたりパネルおよび格子状などの場合は24,000円、ネット状などの場合は14,000円）の2/3以内で、266,000円を限度とする。

○申込期間 5月8日(月)～12月28日(木)

(ただし、枠が埋まり次第終了となります)

※補助要件、補助対象経費、年間実施件数などの詳細については、問い合わせください。

木造住宅の「耐震診断（無料）」

本市では、近い将来に発生が予想されている「南海トラフ巨大地震」や、活断層を震源とする「直下型地震」による建物の倒壊から命を守るため、木造住宅の耐震化を進めています。木造住宅の耐

震化は「耐震診断」を行い、その結果に基づいて対策工法を施工し、建物の耐震化を図ります。耐震診断は無料で行っていますので、まず、耐震診断を行い住宅の現状を確認してください。

○対象となる木造住宅の条件（全てに当てはまるもの）

- ①市内の木造住宅で、平成12年5月31日以前に着工されたもの
- ②在来軸組構法、伝統構法および枠組壁工法によるもの（木質プレハブ工法は除く）
- ③3階建てまでのもの（併用住宅、共同住宅、長屋、借家、空き家を含む）

○本年度の耐震診断実施戸数 30戸（予定）

木造住宅の「補強計画（無料）」

耐震診断結果を元に、耐震改修工事の参考となる補強計画と概算費用を提示します。

○対象となる木造住宅の条件（全てに当てはまるもの）

- ①耐震診断の結果、評点が1.0未満の住宅
- ②耐震シェルター設置や除却を予定していない方

○本年度の補強計画実施戸数 5戸（予定）

○申込期間 5月8日(月)～12月28日(木)
(ただし、枠が埋まり次第終了となります)

問い合わせ 建築営繕室
☎ 22-2224 FAX 22-2246

2023年度吉野川市人権教育推進協議会総会および講演会

開催日 4月28日(金)

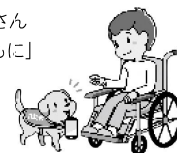
参加費 無料

※総会は、午後1時30分から日本フネン市民プラザ2階多目的室（大）にて理事のみで開催します。

※講演会は、午後2時から日本フネン市民プラザ2階多目的室（大）にて開催します。講演会は、4月21日(金)午後5時までに申し込みすれば、どなたでも参加可能です。

講演会講師 川上 和彦 さん

講演会演題 「補助犬とともに」



問い合わせ 人権課・市人権教育推進協議会
☎ 22-2229 FAX 22-2260
Eメール
jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

老人福祉センターの休館日

令和5年度から、城山老人福祉センターと川島老人福祉センターの休館日が次のとおり変更となります。

| | 城山老人福祉センター | | 川島老人福祉センター | |
|-----|-----------------------|---------------------------|-------------------------------|---------------------------|
| | 変更前 | 変更後 | 変更前 | 変更後 |
| 休館日 | 木曜日、12月29日から翌年の1月3日まで | 土曜日、日曜日、12月29日から翌年の1月3日まで | 土曜日（午後）、日曜日、12月29日から翌年の1月3日まで | 土曜日、日曜日、12月29日から翌年の1月3日まで |

※開館時間は、「午前9時から午後5時」で変更ありません。

問い合わせ 長寿いきがい課
☎ 22-2264 FAX 22-2260

軽自動車税（種別割）の減免

次の軽自動車などについては、申請すると軽自動車税（種別割）が減免されます。

①心身などに障がいのある方が所有する軽自動車など

【本人運転の場合】

必要なもの

運転免許証・車検証・身体障害者手帳など、個人番号の分かる書類

※車両が変更になると再申請が必要。

【家族運転の場合】

必要なもの

運転免許証・車検証・身体障害者手帳、通院証明など、個人番号の分かる書類

※毎年申請が必要。

②心身などに障がいのある方（18歳未満の者または療育手帳など該当者）の家族が所有する軽自動車など

必要なもの 家族運転の場合と同様。

※①②いずれの場合も障がい区分

・級別の一定の条件を満たす場合で1台のみ減免となります。障がいの等級によっては、減免の対象にならない場合がありますので、事前に問い合わせください。

③身体障がい者などの利用のために構造が変更された軽自動車など（車いす移動車など）

必要なもの

車検証・構造が確認できる写真など、個人番号の分かる書類

※令和5年度の減免申請期限は5月31日(火)です。期限以降は受け付けできませんので注意してください。



問い合わせ 税務課
☎ 22-2215 FAX 22-2247

吉野川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

2022年（令和4年）4月1日から「吉野川市パートナーシップ宣誓制度」に加え、「吉野川市ファミリーシップ宣誓制度」の運用を開始しています。



パートナーシップ宣誓制度とは…

一方または双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力すると約束したことを、本市が公に証明するものです。

ファミリーシップ宣誓制度とは…

市が証明するパートナーシップ関係にある2人の一方または双方と生計を同一にする未成年の子（実子もしくは養子）がいる場合、その子どもを愛情をもって養育し、家族として生活を共にすると約束したことを、本市が公に証明するものです。

この制度は、法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除など）が生じるものではありませんが、2人の関係を市が証明することで、多様性を認め合い、誰もが個人として尊重される社会の実現に向けて導入するものです。

宣誓者は「市営住宅の申し込み」や、婚姻制度と同様に「金婚ダイヤモンド婚記念式典の対象」となります。詳しくは市ホームページを確認してください。

今後も本市では互いの個性や多様性を認め合い、性的指向や性自認に関わらず、誰もが個人として尊重される社会を目指して取り組んでいきます。



問い合わせ 人権課
☎ 22-2229 FAX 22-2260